



彦郷2024 スタート！

校長 川島 明

令和6年度は、52名の新入学児童を迎え、全校児童319名、各学年2学級、特別支援学級2学級の合計14学級でのスタートとなります。

彦郷小学校長3年目となりました川島明でございます。これまで、教職員、多くの保護者・地域の皆様が築いた、よき歴史と伝統を継承しつつ、「未来を切り拓く」ことのできる学校を創造してまいります。今年度も、子供たちが「自分の良さを伸ばしていける」ように、保護者の皆様、地域の皆様と手を携えて、本気で取り組んでまいります。引き続き、ご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本校は、〈学校教育目標〉を、

・やさしい子（心力） ・学ぶ子（学力） ・健康な子（体力）

とし、知・徳・体のバランスのとれた児童の育成をめざして、教育活動を展開してまいります。特に、〈目指す学校像〉を、

自分の良さを伸ばし、未来を切り拓く力をつける彦郷小学校
～ Smile School で伸びる彦郷小 ～

とし、授業で着実に、児童の良さを伸ばす学校、児童の活躍が光り、笑顔あふれる学校、安全で、保護者・地域と共に歩む学校を、創造してまいります。

そして、〈目指す児童像〉を、

学ぶ意欲と思いやりにあふれ、進んでやり通す児童
○自分の心と向き合い、自分の考え・意見をもてる子 【心力】
○学習や体験を理解し、未来の学びにつなげる子 【学力】
○常に体を鍛え、健康な生活習慣を身に付ける子 【体力】

とし、授業を中心に「できた」「わかった」と知識をつなげ、仲間と粘り強く取り組むことで、学ぶ意欲を高めます。さらに、自己を認め、より高い目標を掲げ、進んで最後までやり通すことで、将来の自分を目指していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度 活動計画（案）

委員会	事業内容
全会員共通	校外安全対策（登校時旗振り・地域パトロール） 校内身分証明携帯
全委員会共通	学校行事協力 運営委員会、学校整備、カーテン洗い
運営委員会 推薦委員会	運営計画 次年度役員選出
学年 保健体育委員会	PTA 主催行事提案 次年度専門委員選出 運動発表会運営協力
成人教育 広報委員会	テトラパック回収及び集計 市P連成人教育委員会、人権セミナー、人権教育実践報告会出席 広報紙「ひこさと」発行 市P連広報委員会（広報紙づくり研修会）出席
地域委員会	班活動 登校班編成と安全登校協力 校内区パトロール・旗振り・見守り活動 町内会への連絡 市P連交通校外委員会 出席 今後の通学路変更についての話し合い
役員会	新旧委員研修会・総会開催・PTA会費集金 運営委員会開催、「運営委員会だより」発行 役員会開催 育成会、市P連事業 PTA 主催行事 安全対策パトロールカード作成・配付 新入生説明会にてPTAの案内 専門委員会との連携、対応
監事	会計監査

彦郷小学校 PTA 活動方針

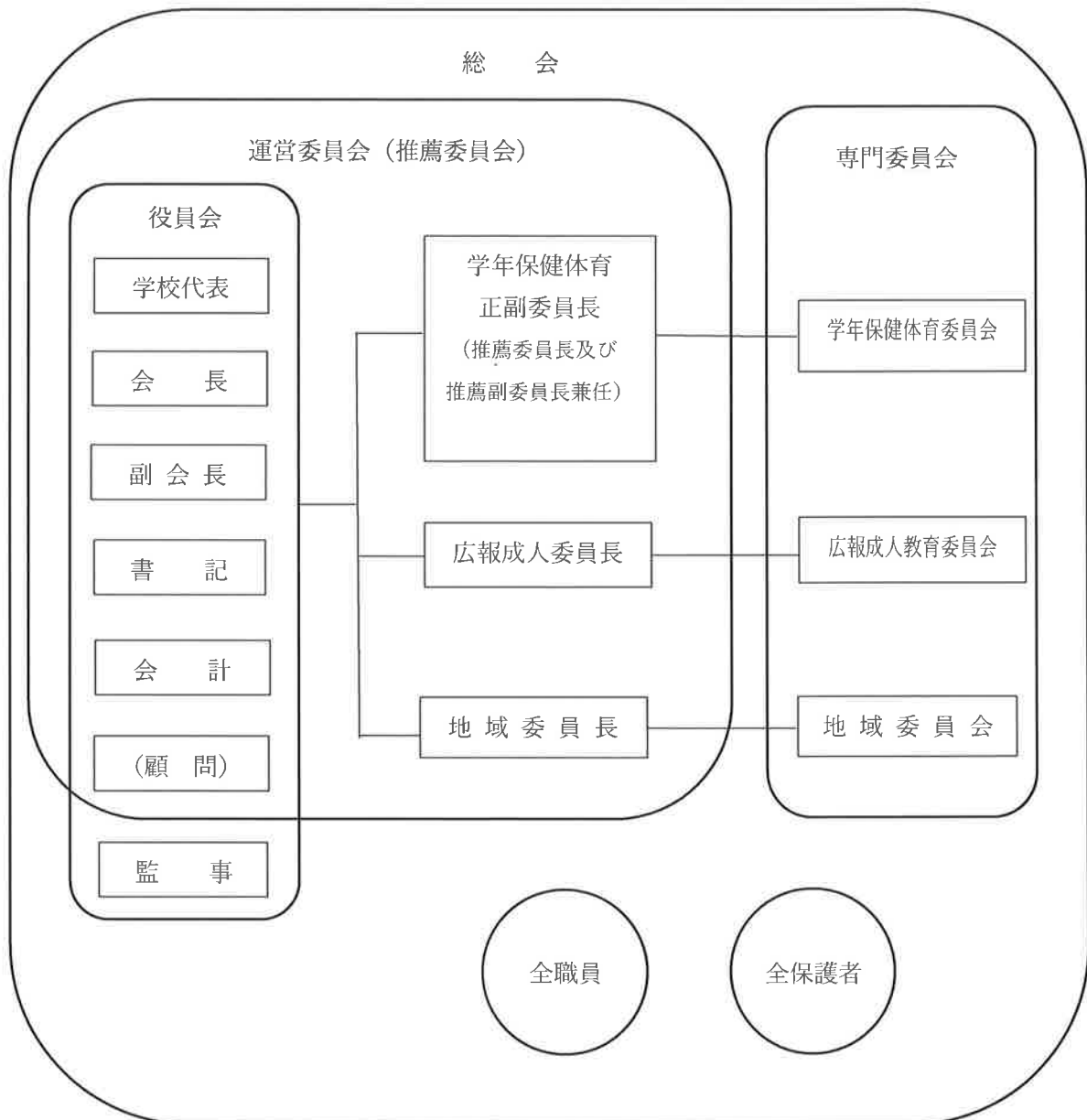
1. 活動目標

地域の中で育ちあい、共に支えあう PTA 活動

2. 基本方針

- 子どもと共に学び、育ちあう PTA
- 学校教育への理解と協力を進める PTA
- 地域との連携を高め、豊かな環境づくりを進める PTA

3. 彦郷小学校 PTA 組織図



令和6年度 三郷市立彦郷小学校 学校経営方針

校長 川島 明

1 本校の教育目標

【スローガン】 自分の良さを伸ばし、未来を切り拓く彦郷っ子
【学校教育目標】 やさしい子(心力) 学ぶ子(学力) 健康な子(体力)

2 目指す学校像

自分の良さを伸ばし、未来を切り拓く力をつける彦郷小学校

～ Smile School で 伸びる彦郷小 ～

- 1 授業で着実に、児童の良さを伸ばす学校
- 2 児童の活躍が光り、笑顔あふれる学校
- 3 安全で、保護者・地域と共に歩む学校



3 目指す児童像

学ぶ意欲と思いやりにあふれ、進んでやり通す児童

- 1 自分の心と向き合い、自分の考え・意見を持てる子 【心力】
 - ◆学習や生活の中で、自分の考えを文章にしたり話したりできる子
 - ◆他者に対し、やさしさや温かさ、思いやりを行動に示せる子
- 2 学習や体験を理解し、未来の学びにつなげる子 【学力】
 - ◆学習方法を身に付け、粘り強く学習に取り組む子
 - ◆共に学び合い、学習を生活に活かし次の学習を自分で進める子
- 3 常に体を鍛え、健康な生活習慣を身に付ける子 【体力】
 - ◆苦手なことにもくじけずに、目標を持って体力を高める子
 - ◆毎日、早寝早起き朝ご飯を習慣にし、自己管理できる子



4 目指す教師像

熱意・誠意・創意に満ち、学び続ける教師

- 1 「授業・学級経営・生徒指導」で、個に応じた指導力を高める教師
- 2 笑顔を絶やさず、夢や希望を語る教師
- 3 情熱と愛情を持ち続け、同僚性の高い教師集団を作れる教師



5 今年度の指導の重点・努力点

児童の良さを伸ばし、未来を切り拓く力をつける5つの彦郷教育

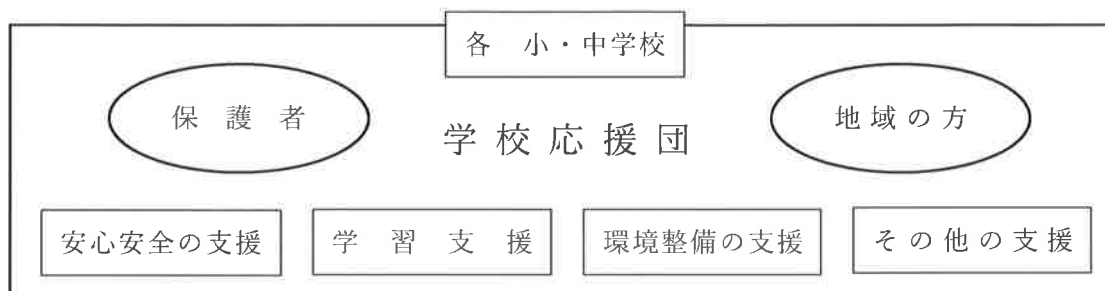
- 1 伸ばす授業の創意工夫 ⇒①授業の心得・チェック10強化 ②学びの意欲高める家庭学習 ③書く力・読む力・発表力を伸ばす授業改善 ④各テストの分析・PDCA ⑤算数科における授業改善 ⑥教科担任制の推進
- 2 育てる学級経営の充実 ⇒①安心な学級づくり「自分がつくる学級」自覚の育成 ②自己肯定感を育てる学級づくり ③道徳教育の見える学級づくり ④学力向上による学級づくり
- 3 切り拓く生徒指導の定着 ⇒①児童に対する多面的理解の習得 ②いじめ防止の校内体制を主体的運営 ③喫緊の課題に対するリスクマネジメント ④小中連携による信頼関係づくり
- 4 読書活動・体験活動の取組 ⇒①表現力を高める読書活動 ②多様な人材を活用する体験学習 ③書く力、表現力の育成
- 5 指導力・魅力ある教師集団の育成 ⇒①人事評価による各教職員の課題解決 ②課題に特化した校内研修の実施 ③やりがいのある職業・職場づくり

彦郷小学校 学校応援団 紹介

<学校応援団とは> (埼玉県教育委員会ホームページより抜粋)

埼玉県教育委員会が推奨する取組で、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいいます。

<組織について> (三郷市学校応援団推進事業の資料より抜粋)



<具体的な取り組み内容>

彦郷小学校では、主に次のような活動をしています。

安心安全の支援	登下校時の見守り	スクールガード（地域）の皆さん
学習支援	校外学習に伴う見守り・引率 （まち探検・ザリガニつりなど）	保護者
	家庭科授業の手伝い（ミシンの補助など）	保護者
	算数教室（夏休み・冬休み）	中学生
	昔遊び	8街区の皆さん
	* その他、必要に応じて声かけしています。	
環境整備の支援	校内遊具などの修繕・作製	地域の方
	除草作業ボランティア	保護者・地域の方
その他の支援	読み聞かせボランティアサークル 朝の読み聞かせ：毎週金曜日 8:20~8:35 アフタヌーンブック：水曜日 昼休み	保護者・地域の方
	図書環境ボランティアサークル 活動日：毎週月・木曜日 午前中	保護者
	* 読み聞かせ・図書環境のサークルは随時参加者を受け付けております。	

<取り組みに対する感想（学校より）>

学校応援団の皆様の活動により、教育環境が整備充実され、教育活動が活性化され、同時に子ども達の笑顔が増えました。また、学校応援団の皆様との心のふれあいを通して、多くの方に支えられていることに気づき、「感謝の心」や「思いやりの心」を育むことができました。

<今後の課題>

学校応援団への新規の協力者を増やし、継続的に活動することを可能にして、より充実した活動を図ってまいります。

三郷市立彦郷小学校 P T A 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、三郷市立彦郷小学校 P T A と称し、事務所を彦郷小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 会員の教養を高め、親睦をはかる。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡提携によって、児童の校外生活を指導する。
- (3) 児童の教育環境の向上に努める。
- (4) その他目的達成に必要な事項。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
- (2) 特定の政党や宗教等にかたよる事なく、また営利を目的とする行為は行わない。
- (3) この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の立候補又は候補者の推薦をしない。
- (4) 学校の教育活動を助成するためには、意見を述べることができる。
- (5) 学校の人事、その他学校の管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、彦郷小学校に在籍する児童の保護者と彦郷小学校に在勤する教職員とする。

第6条 校長は、会員としての立場のほかには学校管理上必要と認められた時は、各種の会議に出席して意見を述べ、調整にあたることもある。教職員は、各委員会に所属し活動に協力する。

第7条 この会の会員は、会費を納入するものとする。会費は一家庭年額3,000円とし、年度初めに一括納金とする。入会時は月額250円(入会月を含む)を一括納金する。退会時の返金は行わない。

第8条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第9条 この会の会員は、三郷市 P T A 連合会の会員となる。

第5章 機関

第10条 この会を運営するために次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 運営委員会 (4) 学年保健体育委員会 (5) 広報成人教育委員会
- (6) 地域委員会 (7) 特別委員会

第11条 総会は、全会員をもって構成される最高の議決機関である。

第12条 総会は、年度初めに会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告、決算報告及び事業計画案、予算案の承認。
- (2) 会則及び細則等の制定及び改廃の承認。
- (3) 役員及び委員の承認。
- (4) その他必要事項。

第13条 総会は、会員の1/3以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状による出席は認められるが、議決権の行使は認められない。

第14条 総会の正副議長は、役員及び委員長を除いた会員の中から選出する。議決は、出席者の過半数によって決する。

第15条 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と認めた時又は会員の1/3以上から要求があった時、会長が招集する。

第16条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第17条 役員会は、総会に提出する議案及びこの会の運営に関する必要事項を企画し審議する。その構成は、正副会長・書記・会計・校長・教頭とする。

第18条 この会に若干名の顧問を置くことができる。

第19条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で会長が招集する。その構成は、正副会長・書記・会計・校長・教頭・学年保健体育正副委員長・推薦委員長・広報成人教育委員長・地域委員長とする。

第20条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 役員会より提案の総会に提出する議案の審議決定
- (2) 各委員会より提出された事業計画案及び予算案の審議決定
- (3) この会の運営に関する必要事項の審議決定
- (4) 推薦委員会の開催
- (5) その他必要事項

第21条 各専門委員会は別途「施行細則第2章」に定める。

第6章 役員構成及び任務

第22条 この会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 P 1名
- (2) 副会長 P 2名以上
- (3) 書記 P 2名+T 1名 (教頭)
- (4) 会計 P 2名+T 1名 (事務主任)
- (5) 監事 P 2名
- (6) 顧問 若干名

第23条 役員任期は、1年とし再任を妨げない。

第24条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事並びに各委員会の活動に関する事項を記録保存しこの会の事務を処理する。
- (4) 会計は総会が決定した予算に基づいて、この会のすべての会計事務を行い、財務を管理する。
- (5) 監事はこの会の経理を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じ会議に出席する事ができる。

第25条 役員は、全会員の中より推薦、立候補を募り、推薦委員会によって選出される。

第7章 会計及び会計監査

- 第26条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもって充て、総会で議決された予算に基づいて施行し、決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第27条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第28条 監事は会員の中から2名選出し、その年度の会計を監査し、総会に報告する。

第8章 個人情報

- 第29条 この会の個人情報の取り扱いは次の通りとする。
- (1) 役員及び委員から収集した個人情報は、この会の目的を達成することに限り、この会と本校で利用する。また、会長を管理責任者とし、紛失・破壊・改ざん及び漏えいなどの危険防止に努める。
 - (2) 役員及び委員の個人情報は第三者に開示しない。ただし法令の定める場合にはこの限りではない。
 - (3) この会の任務達成のために名簿を作成した場合、これを第三者に提供してはならない。ただし、役員及び委員の氏名のみ、一般に公開するものとする。
 - (4) 会員の個人情報が必要となった場合は、本校と連携・連絡を取り共有する。会員の個人情報の取り扱いには十分注意するとともに、この会の目的達成以外には利用しない。
- 第30条 この会の写真及び動画の取り扱いは次の通りとする。
- (1) 写真に人物が写っている場合、一般にPTA活動として容認される範囲であれば、掲載の承諾は取らない。
 - (2) 撮影した動画についても写真と同等の扱いとする。

第9章 免責

- 第31条 この会は、その活動において安全確保や権利の尊重に努めるが、不測の事態で何らかの損失が起こった場合、いかなる責任も負わないものとする。

第10章 細則

- 第32条 この会則に定めるものの他、運営・施行に必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この会則は、昭和55年10月25日より施行する。

昭和58年2月 7日 一部改正	平成14年5月10日 一部改正
昭和61年5月17日 一部改正	平成18年5月11日 一部改正
昭和62年5月 9日 一部改正	平成19年5月10日 一部改正
昭和63年5月14日 一部改正	平成25年5月 2日 一部改正
平成 1年1月21日 一部改正	平成30年4月25日 一部改正
平成 5年5月 1日 一部改正	平成31年4月24日 一部改正
平成 8年5月18日 一部改正	令和 2年6月30日 一部改正
平成11年1月22日 一部改正	令和 3年5月18日 一部改正
	令和 4年5月10日 一部改正 (案)
	令和 6年5月 8日 一部改正

施行細則

第1章 目的

第1条 この細則は、三郷市立彦郷小学校PTA会則第32条の規定に基づき、三郷市立彦郷小学校PTAの運営・施行に必要な事項を定める事を目的とする。

第2条 役員及び専門委員について、下記の事項に従う。

1. 会員は、本校に在籍する児童1人につき1回以上、役員又は専門委員として活動する。
2. 専門委員は、細則第2章に定められた各委員会活動の外、必要に応じて学校行事やPTA行事等に協力する。
3. 役員又は専門委員に選出された後に、これを辞退する時は必ず本人が任務を遂行する者を代わりに立てる。
4. 役員経験者（監事を除く）及び専門委員長経験者は専門委員長選出の際、その任を辞退することができる。ただし立候補についてはこの限りではない。

第2章 専門委員会

第3条 学年保健体育委員会

1. 各学年より2名選出し、正副委員長1名を互選する。
2. 学年、学級における会員の親睦を図り、学年行事等の企画運営や学校行事等への協力活動を行う。
3. 児童が心身ともに健やかに成長するよう、保健体育に関する行事等に協力する。

第4条 広報成人教育委員会

1. 各学年より2名選出し、正副委員長各1名を互選する。
2. 広報活動を通じて、この会の活動内容に関する会員相互の理解や資質の向上を図る目的で、広報紙の企画編集及び発行を行う。
3. 会員の教養を高め、会員同士の親睦を図ることを目的とし、講演会等への出席及び講習会等の企画運営を行う。

第5条 地域委員会

1. 彦成1丁目から委員長1名、彦成2丁目（県営・学区外含む）から委員長1名、団地から委員長1名、副委員長は計3名、班長より互選する。
2. 地域の実情を踏まえて児童の教育及び生活環境を整備充実させ健全な校外生活を育成するための活動をする。
3. 他の専門委員会とは、活動期間及び活動基盤が異なる。

第6条 推薦委員会

1. 推薦委員長は学年保健体育委員長が兼任、推薦副委員長は学年保健体育副委員長が兼任する。
2. 運営委員会にて開催する。
3. 推薦活動においては、PTAの本旨を理解する役員を選出する責任を担い、他の何人からも干渉されない。
4. 会則第22条に満たない場合、過去本部役員経験者及び新一年生を除く新規会員より役員を選出する。
5. 原則として、会長は推薦活動により選出する。

第7条 特別委員会

1. 会長が必要と認めるときは、運営委員会の承認を得て設けることができる。
2. その任務を終了したときは、解散しなければならない。

第3章 慶弔規定

第8条 慶弔規定を次の通り定める。

1. この規定を受ける者を次の通りとする。
 - (1) 会員
 - (2) 本校在学中の児童
2. この規定の適用及び慶弔額は次の通りとする。

(1) 会員が死亡した場合	10,000円
(2) 児童が死亡した場合	10,000円
(3) 児童が10日以上入院した場合	3,000円
(4) 教職員が結婚した場合	5,000円
(5) 教職員に子どもが誕生した場合	5,000円
(6) 教職員が転退職した場合	5,000円
(7) 教職員が10日以上入院した場合	3,000円
(8) 教職員の家族（一親等に限る）が死亡した場合	5,000円
3. 上記の外、必要事項が生じた場合は、運営委員会に諮り承認を得る。

第4章 旅費

第9条 旅費規程を次の通り定める。

1. この会の用務のために出張した場合は、旅費を支給する。
2. 旅費が支給される用務の範囲については会長の要請及び承認による事項とする。
3. 旅費の支給は以下に従う。
 - (1) 彦系中学校区域内の出張には支給しない。
 - (2) 出張した場合は、最も経済的な通常の経路での公共交通機関運賃のみ請求することができる。
ただし、天災その他やむを得ない事由で経済的な経路での出張が困難な場合は、実費請求できるものとする。

付則

この細則は、昭和55年10月25日より施行する。

昭和58年 4月28日 一部改正	平成22年 5月 6日 一部改正
昭和61年 5月17日 一部改正	平成23年12月20日 一部改正
昭和62年 5月 9日 一部改正	平成25年 2月 7日 一部改正
平成 5年 5月 1日 一部改正	平成26年 3月10日 一部改正
平成 8年 5月18日 一部改正	平成27年 5月 8日 一部改正
平成11年 1月22日 一部改正	平成30年 4月25日 一部改正
平成12年 5月 9日 一部改正	平成31年 4月24日 一部改正
平成14年 5月10日 一部改正	令和 2年 6月30日 一部改正
平成18年 5月11日 一部改正	令和 3年 5月18日 一部改正
平成19年 5月10日 一部改正	令和 4年 5月10日 一部改正 (案)

令和6年度

三郷市PTA連合会 PTA会員傷害・賠償補償制度のご案内

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険+PTA賠償責任保険

本補償制度のあらまし

PTA活動の充実発展のためには、安心して活動に専念できる安全な備えが不可欠です。

三郷市PTA連合会は、PTA活動における安全意識の高揚を図るとともに、万一の事故に対して会員の連帯の気持ちを表すことを目的として、損害保険会社の普通傷害保険、PTA賠償責任保険を組み合わせて、本制度を運営しています。

保険契約者	三郷市PTA連合会
加入対象者	三郷市PTA連合会に所属する三郷市PTAの会員 ※「会員」とは、単位PTAごとに「単位PTA会員名簿」に記載されている方をいいます。
被保険者 （保険の利益を受けられる方）	父母会員、教師会員、児童・生徒、PTA ※死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
引当保険会社	共栄火災海上保険株式会社

▶ 保険期間

令和6年4月1日 午後4時
～令和7年4月1日 午後4時

▶ 保険料

PTAが負担する保険料は以下の基準で算出されます。

- ・傷害補償保険料 1世帯あたり 69円
- ・管理者賠償補償保険料 1児童・生徒あたり 8円
- ・児童・生徒賠償補償保険料 1児童・生徒あたり 226円
(児童・生徒数の合計が2万人以上の場合は1児童・生徒あたり213円、2万人未満の場合は226円となります。)

1. 傷害補償

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険(PTA団体傷害保険)

□ 補償のあらまし

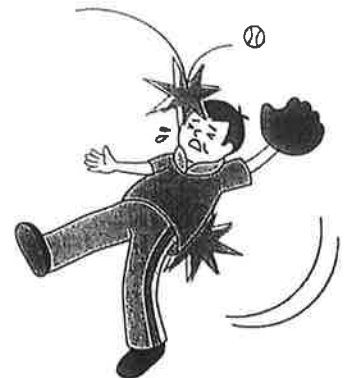
単位PTAまたはPTA連合会が企画・立案し主催・共催する行事・活動（自宅と行事会場との往復途上を含む）に参加中、被保険者の方がケガをされたり、偶然的な外来の日射・熱射または食中毒による身体の障害を被り、医師の治療を受けた場合や、死亡した場合に保険金をお支払いします。

(注) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付対象となる場合は、この保険で補償対象とはなりません。

補償内容	保険金額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて4～100万円
入院保険金	入院1日につき 3,000円 (180日限度)
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 3万円 ② ①以外の手術の場合 1.5万円
通院保険金	通院1日につき 2,000円 (90日限度)

□ 対象となる事象事例

- ・PTA作業中、カマでケガをした。
- ・PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
- ・PTA行事参加の途上、交通事故によりケガをした。
- ・PTA行事参加中に、熱中症になった。
- ・PTA行事参加中に、食中毒になった。



2. 管理者賠償責任補償

※管理者賠償責任補償のみご加入の場合は、PTA管理者特別約款が適用されます。

① PTA 管理者賠償責任 (PTA 管理賠償責任保険金)

□ 補償のあらまし

主催PTAの管理下^(※1)にあるPTA活動^(※2)において、その運営に不備があつてPTA会員または児童・生徒が他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	支払限度額	自己負担額(免責金額)
対人事故の場合	1名につき 1億円限度 (1事故につき1億円限度)	1事故につき 1,000円
対物事故の場合	1事故につき 1億円限度	1事故につき 1,000円

(※1) [PTA管理下] とは、PTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。

(※2) [PTA活動] とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかる目的にそつてPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称を問いません。)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(※3) 1事故につき、自己負担額は、被保険者の負担になります。

□ 対象となる事故事例

- ・PTA主催の水族館見学で、誤つてガラスケースを割ってしまった。
- ・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。

② PTA 借用スポーツ用具等賠償責任 (PTA 保管物賠償責任保険金)

□ 補償のあらまし

主催PTAの管理下^(※1)にあるPTA活動^(※2)のため、PTA会員および児童・生徒が他人から借り受けたスポーツ用具・教育資材等を使用、管理している間に、保管物を損壊、紛失、盗取されたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	期間中支払限度額	自己負担額(免責金額)
借用スポーツ用具・教育資材等	1事故10万円 期間中500万円	1事故につき5,000円

(※1) [PTA管理下] とは、PTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。

(※2) [PTA活動] とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかる目的にそつてPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称を問いません。)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(※3) 1事故につき、自己負担額は、被保険者の負担になります。

□ 対象となる事故事例

- ・PTAが借りた野球のバットを、取り扱い不注意で破損してしまった。

3. 児童・生徒賠償責任補償 **オプション**

※児童・生徒賠償責任補償(オプション)にご加入の場合は、PTA特別約款が適用されます。

児童・生徒およびその法定監督義務者の賠償責任 (児童・生徒賠償責任保険金)

□ 補償のあらまし

PTAの管理下・管理下外を問わず、PTAの児童・生徒が日常活動中に生じた事故に起因して児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

種 別	支払限度額	自己負担額(免責金額)
対人・対物事故共通	1事故につき 1億円	なし

□ 対象となる事故事例

- ・PTAの児童が自転車で下校途中に人にぶつかりケガをさせた。
- ・PTAの児童が買い物中に誤つて店の商品を壊してしまった。
- ・PTAの児童が下校後、公園でキャッチボールをしていて他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

(注) 以下のような場合は保険金をお支払いできません。

- ・学校の管理責任下での賠償責任(法律上、児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)に責任がない場合)
- ・スポーツ(通常のルールの範囲)における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任自体が発生しない場合)

□ 保険金のお支払いについて (PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険※1)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない場合
被保険者※2が、PTAの管理下※3においてPTAの行事※4に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、その直接の結果として下記の項目に該当した場合にそれぞれの保険金をお支払いします。		<p>・被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</p> <p>・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>・脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ</p> <p>・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>・戦争、内乱、暴動などによるケガ※8</p> <p>・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</p> <p>・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ</p> <p>・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものなど</p> <p>(注) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
死傷保険金	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注) 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 入院保険金日額×入院日数 (注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※7を受けられた場合 以下の金額をお支払いします。 ① 入院中(※)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※9を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等※10を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

- ※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。
- ※2 「被保険者」とは、下記の者をいいます。
① PTA会員
② PTA会員の同居の親族(その学校に通学する児童・生徒を含みます。)
③ PTA会員の代理としてそのPTA行事に参加する者。ただし、その行事への参加が事前にPTAにより認められている場合に限ります。
- ※3 「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。
- ※4 「PTAの行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づき手続を経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。
- ※5 「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性=身体の外からの作用によるもの
<上記3項目に該当しない例>
日焼け、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。
- ※6 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症(日射病・熱射病)を含みます。
- ※7 対象となる手術は以下の①・②とします。
① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
- ※8 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。
- ※9 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
- ※10 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。
- ※11 すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみで起因する場合は保険金の支払対象となりません。)

◆ 保険金のお支払いについて

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない場合
PTA管理賠償責任保険金	主催PTAの管理下 [※] にあるPTA活動において、その運営に不備があつて他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 (※) PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除く）の所有、使用または管理（借用を含む）に起因する賠償責任 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任 PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた賠償責任
PTA保管物賠償責任保険金	PTA活動のため他人から借り受けたスポーツ用具・教育資材等を使用、管理している間に、保管物を損壊、紛失、盗取されたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意によって生じた賠償責任 被保険者と他人との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議に起因する賠償責任 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 など
児童・生徒賠償責任（オプション）	PTAの管理下、管理下外を問わず、PTAの児童・生徒の行為に起因して他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAの児童・生徒またはその親権者およびその他の法定の監督義務者が法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 自動車、航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除く）または銃器（空気銃を除く）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

◎詳細は、共栄火災にお問い合わせください。

◆ お支払いする保険金の種類〔2. 管理者賠償補償・3. 児童・生徒賠償補償 共通〕

	保険金の種類	支払方法
損害賠償金	① 損害賠償金 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用損害	② 損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③ 応急手当等費用 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置に要した費用	
	④ 争訟費用 訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保険会社への協力費用 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示談交渉費用 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

(注) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

事故が発生した場合

- ▶PTA活動に起因し、事故が発生した場合は、すみやかに主催した役員ならびに単位PTA事務局へ申し出てください。
- ▶単位PTA事務局から三郷市PTA連合会へは、事故発生後、すみやかに報告してください。

<先取特権について>

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

この制度についてのご質問、ご照会

取扱代理店へご照会ください。

【取扱代理店】

株式会社高千穂保険事務所

〒340-0023 埼玉県草加市谷塚町824-7

TEL 048-925-1655

FAX 048-925-4520

Eメール takachiho@myhoken.ne.jp

【引受保険会社】

共栄火災海上保険株式会社

京浜支店 新橋支店

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL 03-3504-1431

三郷市PTA連合会の皆様へ

PTA賠償責任保険 児童・生徒賠償補償(オプション)のご案内

◆補償の概要

PTAの管理下・管理下外を問わず、PTAの児童・生徒が日常活動中に生じた事故に起因して児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

種別	支払限度額	自己負担額(免責金額)
対人・対物事故共通	1事故につき 1億円	なし

- ・本補償はオプションの補償です。この児童・生徒賠償補償(オプション)に加入するにはPTA賠償責任保険の加入が必要です。
- ・本補償の保険料は1児童・生徒あたり226円です。
(加入人数により保険料が変わります。児童・生徒数の合計が2万人以上の場合は1児童・生徒あたり213円、2万人未満の場合は226円となります。)

- ◆ P T Aの児童・生徒が自転車で下校途中に人にぶつかりケガをさせてしまった。
- ◆ P T Aの児童・生徒が放課後、公園でキャッチボールをしていたところ、誤って近所の家のガラスを割ってしまった。
- ◆ P T Aの児童・生徒がお店で商品を落として壊してしまった。
- ◆ P T Aの児童・生徒が誤って駐車中の自動車に傷をつけてしまった。



- ◆ P T Aの児童が故意に学校の窓ガラスを割った。
- ◆ P T Aの児童が友達から借りた自転車を壊した。
- ◆ 学校の管理責任下の賠償責任事故。
- ◆ スポーツ（通常のルールの範囲）における参加者間の賠償責任事故。
- ◆ 職業体験中の賠償責任事故。

●保険金のお支払いについて

児童・生徒賠償補償オプション	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない場合
	PTAの管理下、管理下外を問わず、PTAの児童・生徒の行為に起因して他人の身体・財物に損害を与えたことによりPTAの児童・生徒またはその親権者およびその他の法定の監督義務者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ・自動車、航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除く）または銃器（空気銃を除く）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・被保険者の故意によって生じた賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物の損壊についてその財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任 など

詳細につきましては(株)高千穂保険事務所までお問い合わせください。

株式会社高千穂保険事務所

LINE@

LINEからもお問い合わせを受付致しております。

QRコードをお読み取り頂きご登録をお願い致します。

高千穂保険事務所LINE



【取扱代理店】

〒340-0023

埼玉県草加市谷塚町824-7

株式会社 高千穂保険事務所

TEL 048-925-1655 FAX 048-925-4520